

## 司法修習委員会（第33回）議事録

### 1 日時

平成29年7月12日（水）午後2時から午後4時まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）井窪保彦，今田幸子，翁百合，片岡弘，木村光江，小泉博嗣，酒巻匡，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），栃木力（敬称略）

（幹事）飯島泰，井田良（幹事長），沖野眞已，清藤健一，佐伯恒治，関聡介，染谷武宣，坪井昌造，藤原浩，細田啓介，松下裕子，松本利幸，門田友昌（敬称略）

### 4 議題

#### （1）意見交換

- ア 修習給付金制度等に関する規則案について
- イ 第69期導入修習の評価について
- ウ 第70期導入修習に関するアンケートについて
- エ 実務修習に関する検討状況等について

#### （2）今後の予定について

### 5 配布資料

（資料）

- 64 司法修習生の修習給付金の給付に関する規則（案）
- 65 司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 66 司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文（案）

67 第69期導入修習の評価の概要

68 第70期導入修習に関するアンケート集計結果

## 6 議事

### (1) 幹事の交替

神山幹事，黒河内幹事，森本幹事に替わり，関幹事，坪井幹事，松下幹事が新たに任命された旨の報告がされた。

### (2) 報告

染谷幹事から，司法修習の実施状況等について報告がされた。

また，染谷幹事から，司法修習生の修習資金の貸与状況について，第69期では，修習終了までに1301件の貸与申請があり，司法修習生全体の約72.8%に当たること，第70期では，平成29年5月29日現在で，1114件の貸与申請があり，司法修習生全体の約72.7%に当たること，兼業許可の状況については，第69期では，修習終了までに315件を許可していること，第70期では，平成29年5月31日現在で，328件を許可していることの報告がされた。

(高橋委員長)

ただいまの報告について，御質問があればお願いしたい。第69期では司法修習生考試の不合格者が1ポイントほど増えたようだが，何か要因があるのか。

(染谷幹事)

司法修習生考試は，最高裁判所に設置された司法修習生考試委員会で実施した結果ということになるので，直接私の方で原因分析等をできる立場にはないが，過去には同程度の率だったこともあると聞いているところである。

(高橋委員長)

兼業許可は，概ね従前と同じようなものか。

(染谷幹事)

従前と同様に判断された結果である。

### (3) 意見交換

#### ア 修習給付金制度等に関する規則案について

(高橋委員長)

まず、現時点での修習給付金制度等に関する規則案についての御説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

先般の通常国会において、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るために、司法修習生に対し修習給付金を支給する制度の創設などを行うことを内容とする裁判所法の一部を改正する法律が成立し、今年11月1日から施行されることになった。これを受け、最高裁判所では、関連する最高裁判所規則の制定あるいは改正の作業を行ってきた。本日は、改正法と規則案の概要について御説明をし、現時点での規則案について御意見をお聞きしたい。

まず、裁判所法改正の概要から御説明する。今回の法改正は大きく分けて修習給付金制度の創設と司法修習生に対する懲戒に関する規定の整備の二つを内容とするものである。

修習給付金制度創設の目的、立法理由について、国会で答弁されたところを若干紹介すると、近年、法曹志望者が大幅に減少しており、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも、法曹志望者を確保していくということが喫緊の課題になっており、特に、法学部生に対する法曹志望に関するアンケート調査でも、貸与制も含めた法曹になるための経済的負担というところが不安要素の一つとして現れていて、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においても、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することが求められたことから、今般、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るために修習給付金制度が創設されたということである。

修習給付金は、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間

において支給されるものである。具体的には、司法修習生全員に一律に支給される基本給付金，自ら居住するために住宅を借り受けて家賃を支払っている場合に支給される住居給付金，修習に伴って住所又は居所を移転する必要が認められる場合に支給される移転給付金の3種類からなる。これらの給付金の額は最高裁判所が定めるとされており，これから御説明する規則案で具体的な金額を定めているが，同金額は立法の立案過程の段階から念頭に置かれて議論が進んできたものであり，国会でもその旨答弁されたところである。

なお，現行の貸与制については，この修習給付金制度の創設に伴い，貸与額を見直した上で併存させることになった。また，裁判所法改正により，名称が従前の修習資金から修習専念資金と変更された。

続いて，懲戒に関する規定の整備について御説明する。これは，品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない事由が認められる場合に，現在は罷免しか定められていないところ，これに加えて，修習の停止又は戒告の処分をすることができるようにするという内容である。それらの処分に該当する事由等については最高裁判所が定めるとされており，これも後ほど規則案のところで御説明する。

今回の裁判所法改正に伴う最高裁判所規則の制定・改正としては，修習給付金関係で新規の規則を制定するほか，現行の二つの規則，貸与の関係の規則と司法修習生に関する規則を一部改正することとしている。

まず，司法修習生の修習給付金の給付に関する規則案から御説明する。この規則は，修習給付金の額，支給要件，支給手続等を定めている。現時点での具体的な条文案については，資料64を御覧いただきたい。

基本給付金の額については，2条1項のとおり，月額13万5000円を支給することとしている。月額といっても，正確には，修習開始日から原則1か月ずつの期間を取っていき，これを給付期間と呼び，この一つの給付期間ごとに13万5000円ということになる。1か月に満たない最後の給付

期間や、後ほど御説明する修習停止の期間については、その部分を控除して日割計算で支給額を計算することになる。

住居給付金については、4条2項で月額3万5000円を支給することとしている。先ほど御説明した基本給付金と同様に、日割計算になる場合があるほか、4条3項各号にも日割計算になる期間が定められている。特に、導入修習あるいは集合修習の期間中に司法研修所の寮あるいは自宅等に居住した場合には、この期間については、住居給付金は支給されないこととなる。

移転給付金については、10条、別表になるが、最高裁判所の定める路程、簡単にいえば距離に応じた定額を支給することとしており、具体的な支給額は別表で定めるという関係になる。そして、具体的な距離の取り方については、採用時に住んでいた場所を管轄する地方裁判所と司法研修所との間、あるいは司法研修所と実務修習を行う地方裁判所との間を基準として計算することを予定している。そして、住居給付金と移転給付金については、法律が定める要件を備えた司法修習生が届け出ると、これに基づいて支給されるという仕組みになっている。

続いて、司法修習生に関する規則の一部改正案について御説明する。これは、法改正で司法修習生に対する懲戒に関する規定が整備されたことに伴い、関連する最高裁判所規則を改正するというものである。改正後の裁判所法68条が、成績不良、心身の故障等の事由による罷免を定めた1項と、司法修習生たるに適しない非行に当たる事由による罷免、修習の停止、戒告を規定した2項に分けられたことを受け、それぞれの事由を、司法修習生に関する規則、資料66の17条1項、2項で定めることとしている。

それに加え、新設される修習の停止について、18条で、停止の期間を1日以上20日以下とし、停止を命ぜられた司法修習生はその停止の期間中は修習をすることができず、また、修習給付金、具体的には基本給付金と住居給付金の給付を受けることができないと定めている。

最後に、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正について、資料66を御覧いただきたい。修習給付金制度の創設に伴い、現在23万円である貸与の基本額を月額10万円に変更すること、基本額からの増減については、扶養家族がある場合の2万5000円の加算のみ維持し、現行の貸与制における住居を賃借している場合の増額、基本額未満の貸与を廃止することとなる。なお、住宅を借りている場合の加算は住居給付金で賄われることとなる。

以上が最高裁判所規則案の概要である。いずれの規則も改正裁判所法と同じく本年11月1日の施行を予定している。

(高橋委員長)

続いて、この修習給付金制度等に関し、7月5日に開催された幹事会において議論したということなので、その報告を染谷幹事にお願いしたい。

(染谷幹事)

7月5日に第33回の幹事会を開催した。そして、この規則案の関係では、今御報告した内容と概ね同旨の報告を私から行い、幹事の方々からは、住居給付金の取扱いや修習停止などの運用の見通し、更には修習停止と欠席との関係等について御質問をいただいた上で、幹事会では、現時点での規則案について特に修正をする必要はなく、このとおり制定あるいは改正するのが相当であるということで意見が一致した。

(高橋委員長)

では、現時点での規則案を前提として議論をお願いしたい。

修習停止というのがいまひとつイメージがはっきりしない。最大の20日間停止になると、基本給付金はもらえないというのは分かったが、その後、成績や司法修習の終了への影響はどうか。

(染谷幹事)

修習停止については、先ほどの資料66の18条2項にあるように、修習

停止の期間中は、司法修習生としての身分は保有するが修習することはできないとされている。修習をしないことになるので、扱いとしては、修習停止期間は欠席したものと扱われることとなる。現在、欠席については、正当な理由がある場合には、所定の日数、約1年の修習期間のうち合計45日まで欠席してもよいが、45日を超えると修習期間に欠落を生じて修習を終了できなくなる。それから、修習単位と呼んでいる分野別実務修習の各クール、集合修習、選択型実務修習について、それぞれの修習単位で修習を要する日の2分の1を超えて欠席をした場合には、その修習単位の成績が原則として不可になるという取扱いをしている。不可となると、成績不良として罷免事由に該当することとなるため、結局、修習を終了できないという結論になる。修習停止期間について欠席と扱われる結果、他の欠席と合わせて欠席日数が45日を超える、あるいは修習単位のうち修習を要する日の2分の1を超えることになると、先ほど言ったように修習を終了できないという結果になるが、そこまで行かなければ修習を終了できることになる。

その関係で若干補足説明をすると、修習停止の期間は、1日以上20日以下となっているが、実日数ではなくて暦日、カレンダーの日数であるので、3週間弱までということになる。先ほど御説明したとおり修習単位の半分を超えて欠席すると修習を終了できなくなるため、修習停止の期間が修習単位のうち修習を要する日の半分を超えると実質的に罷免と同じということになる。そういうこともあり、修習停止期間は20日以下になったという事情もある。

(高瀬委員)

基本給付金がこの額となった理由の概略と、もう1点は、非常に明確な理由があってこの額になったわけではないとすれば、将来的にこの金額が変更される可能性についてお聞きしたい。

(染谷幹事)

基本給付金の月額13万5000円については、先ほども少し御説明したとおり、制度設計をしている法律の立案の過程でこの金額になったと聞いている。具体的には、法曹人材の確保を充実・強化する施策を推進するという制度の導入目的・趣旨のほか、修習中に必要になる生活費や学資金を含む司法修習生の生活実態、これについては弁護士会でアンケートをした結果があったが、その他の様々な事情を総合的に考慮して13万5000円という金額になったと承知している。

額の見直しの点については、13万5000円で制度がスタートすることになり、今後の運用の状況、実態などを見ていくことになるのではないかと考えている。

(高橋委員長)

今までの貸与の基本額が23万円で、今度、基本給付金が13万5000円に、貸与の基本額が10万円であるから、少し金額が上がったということになるか。移転給付金は、かねていろいろ司法修習生から言われていたものが、もちろん十分ではないにせよそれなりの手当てがされたということになるか。

(今田委員)

貸与の金額を決めるときも、おそらく生活実態などを根拠に決められたのだろうと思うが、今回もそういうアンケートや生活実態を根拠にして、貸与の金額の半額ぐらいの額が決定されたというのは少し分かりにくい。また、枠組み、考え方として、経済的な下支えや支援をするという制度が新しくスタートするに当たり、旧制度も残して二つの制度を併用するという発想が、どういう議論でそうなったのか、聞いていてずっと論理が理解できないような感じがあった。要するに、総額があって、このくらいの額が限度であり、制度設計としてはある種の妥協のようなところに行き着いたということと勝手に納得していいのかどうか。基本設計としては、経済的な支援をする新し

いスタートを切ったときに、旧制度との関連でもう少し議論が詰められたのではないかなと思うので、お聞きしたい。

(門田幹事)

今回の制度の立案過程での議論について、承知しているところを紹介する。まず前提として、今田委員から御指摘のあったとおり、元々の給費制から貸与制に切り替わったという経緯があるが、その際には、3点理由があげられていた。1点目として、当時、法曹需要が拡大し、法曹養成数が大きく増加することが予定されていて、具体的には3000人目標に実効的に対処する必要があったこと、2点目として、司法制度改革の諸施策を進める上で、様々な費用が必要になるところ、国民にお願いする負担を合理的な範囲のものとしなければならなかったこと、3点目として、公務員でない者に給与を支払うというのは異例な制度であるということがあり、このようなことから貸与制に移行することとなった。しかし、その後、法曹養成数の3000人目標が撤回され、平成27年6月の法曹養成制度推進会議決定で、当面は、1500人程度を下回らない規模の養成を目指していくこととされた。また、法曹志望者の数が急激に減り、法曹人材の確保のための方策を検討する必要性が出てきた。そうした一部の状況の変化に対応する手当てとして、修習給付金制度が創設されることになったが、貸与制に移行した時の前提は全てがひっくり返ったというわけではない。

基本給付金の額が13万5000円になった経緯については、先ほど染谷幹事から紹介があったとおりであるが、昨年12月、制度の枠組について、この給付金に加え、従来の貸与制も額を見直した上で併存させるのが相当であるということが、法務省、最高裁と日弁連の三者により確認された。そのようなことを前提に裁判所法改正法が立案され、国会でも政府から同様の説明がされて、全会一致で可決されたという経緯であると承知している。

(翁委員)

今回の制度改正で、兼業についての方針は変わらないのか。

(染谷幹事)

兼業に関しては、現在の兼業も修習専念義務に反しない範囲、つまり、具体的な修習に影響、支障が及ばないようなところで許可をしている。今回、修習給付金の制度が導入されても、兼業に関しては、その運用は基本的には変わらないと考えている。

(高橋委員長)

戒告も、例えば履歴書を書くときに賞罰に書くべきものという理解でよいか。

(染谷幹事)

戒告は、司法修習生の責任を示してその後の将来を戒めるという法律に基づく懲戒処分であるので、それについては履歴書では書くべきものという扱いになるだろうと思っている。

(高橋委員長)

戒告とはいえなかなか意味は重いと思うが、弁護士会ではどう受け止めているか。修習中に戒告処分を受けたことで弁護士会での立場に影響が出ることがあるのか。

(井窪委員)

弁護士会の見解を述べる立場ではないので、私個人の理解をお話しする。今回の修習の停止あるいは戒告という新しい懲戒的措置は、従来、罷免に当たらない場合には注意という形で対応していたものを、今回、中間的な段階のものとして、新しく設けたということであり、あくまでも司法修習生に対して、修習に対する意欲あるいは心構えを喚起するという点に制度の目的があり、懲罰自体に目的があるわけではないだろうと思う。法律家の資質というのは、実務に出た後の実績や心構えで評価されるべきであるから、修習中の懲戒的措置が、例えば弁護士になった後もずっと尾を引くということはない

かろうと考えている。

ところで、私も規則案自体についてはこれで異存はないが、それを踏まえて一、二、お願いしたい。今般の制度改革は新しい制度を含むものであるの  
で、実際の運用に委ねられている部分、あるいは運用してみないと分からない部分というのは必ずあると思う。ただ、これによって、実務庁会あるいは指導担当者における修習指導の在り方に具体的な影響があるということは想定されていないだろうと私は考えているし、この新しい制度によって、司法修習生あるいは実務庁会、指導担当者に新たな負担を生じさせるようなことがないように、運用上、御配慮をお願いしたいという点が1点である。

二つ目は、この規則の内容も手続も相応に複雑な内容であるので、司法修習生には十分に周知を図っていただき、例えば、届出遅れといったことで不測の不利益を被るといようなことがないように御指導の徹底をお願いしたい。

この2点を、運用上の話ではあるがお願いしたい。

(飯島幹事)

私も井窪委員の御発言の1点目について、同じ問題意識を持っているので若干質問させていただきたい。国会における審議において、今回の改正を踏まえ、司法研修所や実務庁会に対し、新たに努力義務的なものを求めるということはないということによろしいか。もとより、議論の行間を読めば、考え方としては、司法修習生に対し、より一層しっかりやってほしいということはあるのだろうが。

(門田幹事)

国会審議において、特に厳しく運用すべきであるというような議論はなかったと思う。ただ、元々この制度が入った趣旨というのは、修習の実効性を高めるといところにあるので、そういう意味では一般的な心構えとして、それこそ国からお金をもらうわけだから、司法修習生にはしっかりやってほ

しいということは、共通理解であったと思う。

(染谷幹事)

井窪委員から御指摘の周知の関係について、手続、内容とも条文を読んだだけではなかなか分かりにくいとも思うので、司法修習生に不利益が及ばないよう修習予定者の段階からやっていきたいと考えている。

(高橋委員長)

それでは、御議論を伺っていると、現時点での規則案に対し修正の申出は特になかったため、規則案を修正する必要がないという結論になっているかと思う。そこで、資料64のとおり司法修習生の修習給付金の給付に関する規則を制定するのが相当である、資料65のとおり司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則を改正するのが相当である、これが当司法修習委員会の意見であるとまとめてよろしいか。

(各委員・幹事)

(異議なく了承)

イ 第69期導入修習の評価について

ウ 第70期導入修習に関するアンケートについて

(高橋委員長)

では、続いて第69期導入修習の評価及び第70期導入修習に関するアンケートについて、一括して議論していただきたいと思うが、まず染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

導入修習は第68期から始まり、現在修習中の第70期で3期目ということになる。司法研修所では、導入修習について、司法修習生のアンケートを行ったり、あるいは司法修習生指導担当者協議会（指担協）で各実務庁会の意見を聞いたり、あるいは、司研教官の意見も聞いたりして、司法修習委員会にも随時結果を報告してきたところである。

導入修習が2期目となる第69期についても、第69期全体の修習が終わったことから、その評価の概要を資料67のとおり取りまとめたところである。

第69期についても、第68期と同様の手法で導入修習の評価を行った。すなわち、第69期司法修習生の導入修習を担当した教官の所感、第69期司法修習生の導入修習に関するアンケートの結果、更に指担協でお聞きした配属庁会の指導担当者の所感に基づき、第69期の導入修習がどの程度効果があがり、あるいはどんな課題があったかという点について評価を行った。

その結果を総括的に述べると、第69期の導入修習についても、第68期と同様、導入修習の二つの目的に照らして一定の成果が認められ、導入修習の期間については、現状の規模であれば分野別の実務修習期間が短縮されたことによる格別の支障も生じていないという評価である。

内容を簡単に御紹介すると、教官の所感としては、第69期において、第68期の導入修習の結果を踏まえて行った一部カリキュラムの見直しについては所期の成果を遂げ、導入修習を行ったことで分野別実務修習での学修に向けた素地が整ったという評価である。司法修習生の評価についても、資料67の2(2)にあるとおり、多くのカリキュラムで肯定的な評価が約9割に達した。そして、事実認定の知識や実体法の知識といった各項目について、5割から6割以上の者が導入修習を通じて不足を感じ、さらにその6割から7割程度の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んだという結果が出た。資料67の2(3)にある配属庁会の指導担当者の所感も肯定的なものが多く見られ、2(4)の集合修習以降から見た導入修習の評価という点も、第68期と同様に肯定的な所感が多く見られたところである。

各教官室では、資料67の3(1)以下にあるとおり、個別のカリキュラムにおいて、第69期の結果も踏まえ、第70期でカリキュラムの一部見直しを行った。例えば、民事裁判、民事弁護の科目では、コラボ講義とって

両教官室が共同で行う講義があり、そこで民事訴訟の第一審手続を解説するが、講義内容を争点整理手続に絞り込み、争点整理にかかる時間をより長くし、さらに、模擬争点整理という形で実際に実演をしてみるというようなことを行っている。刑事裁判の科目では、事実認定について、より分かりやすく、基本的なところが身につくような教材の改訂をすとか、あるいは刑事訴訟の手続について、修習が始まる前に復習すべき点をまとめた教材を作るといったような工夫をしている。また、刑事弁護では、事前課題について、導入修習初回の講義の準備を行わせている。こういった見直しをしたところである。

さらに、今後の課題について、資料67の3(2)にあるとおり、更に事前学修の充実を図るとか、実体法、手続法の基本的な理解と自学自修の重要性を強調すとか、更に科目間の連携を高める、弁護科目については指導担当弁護士との連携を高めるといったところが挙げられたところである。

引き続き、第70期の司法修習生のアンケートを御説明したい。第70期についても、導入修習終了時点で導入修習の各カリキュラム、あるいは導入修習の目的等の関係でアンケートを実施した。アンケートの形式等はこれまでとほぼ同様であるが、その結果をまとめたものが資料68である。

資料68に従って簡単に結果を御説明すると、資料68の図表1-1-1は導入修習を通じて知識・能力の不足を感じた者、さらに、そのうち自学自修に取り組んだ者の割合を示したものである。不足を感じた割合が最も多かったのが要件事実の考え方で、次いで、事実認定の知識等、事実調査の知識等となっていた。逆に、不足を感じた者の割合が最も少なかったのが刑事実体法の知識で、44.1パーセントであったが、昨年は27.9パーセントであったので、最も少ないとはいえ不足を感じた割合は増えている。

次に、自学自修に取り組んだ者の割合が最も大きかったものは要件事実の考え方で、次いで、事実認定の知識等、刑事訴訟手続の知識であった。逆に、

自学自修に取り組んだ割合が最も少なかったのが、刑事実体法の知識、次いで、口頭文章表現能力であった。

その次の図表 1-1-2 以下については、同様の項目については、昨年の第 69 期の同時期のアンケートと比較をしたものである。これを比べると、全ての項目において、第 70 期の司法修習生では第 69 期に比べて不足を感じた割合が増加している。

続いて、図表 1-2 は自学自修の内容を集計したものであり、多い順に研修所教材等、法律基本書、導入修習の復習、それから法科大学院の復習となっている。

図表 1-3-1 は、導入修習での学修、あるいは導入修習期間中の自学自修によって、不足を感じた知識・能力をどの程度補うことができたかを示したものである。そして、図表 1-3-2 は、不足を感じた者を母数として、その割合を示したものである。不足を補えたと回答した割合が最も多かったのが、事実認定の知識等、次いで、法曹三者の視点等であった。

次の図表 1-4 は、前回の委員会、幹事会で、自学自修に取り組まなかった理由を分析することが必要であるという御意見をいただき、第 70 期から新たにアンケート項目に付け加えた「自学自修に取り組まなかった理由」についての結果である。いずれの項目についても、自学自修に取り組まなかった理由として一番多いのは、時間的な余裕がなかったというもので、6 割から 7 割であった。それ以外の理由を見ると、当事者等の視点等、法曹三者の視点等、主張分析の知識等、事実調査の知識等、口頭文章表現能力という点については、自学自修のやり方が分からなかったという回答が 2 番目に多くなっているところ、民事・刑事実体法の知識、訴訟法の知識については、自学自修に適した教材がなかった、あるいは、実務修習期間中に取り組めば十分だと考えたとする割合が比較的多いことが見て取れる。ただ、これは導入修習が終わった段階でのアンケートなので、実務修習に入ってからどれくら

い自学自修に取り組んだか、そちらが大事ということになってこようかと思う。その点についても、第70期司法修習生が集合修習に戻ってきた段階で再びアンケートを行う予定である。

続いて、図表1-5については、各項目について自学自修に取り組む予定を尋ねたものであり、それぞれ、概ね4分の3以上の司法修習生が自学自修に取り組む予定と考えているという回答であった。

それから、各カリキュラムがどの程度役立ったかについては、図表2-1で、導入修習のカリキュラムのうち一つでも役立たないものがあると答えた者は6.5パーセント、あまり役立たないものがあると答えた者が17.6パーセントということで、比較的小さい数字となった。個々のカリキュラムに関する集計結果は図表2-2のとおりであり、ほぼ全てのカリキュラムで、役立つ、あるいは少しは役立つというところを合わせた肯定的な回答が9割以上、あるいはそれを少し欠く程度になった。第69期と同様、第70期についても、集合修習に戻ってきた段階で導入修習に関するアンケートを再び実施する予定であり、集計結果についてもまた委員会に御報告させていただき、導入修習の検証を引き続き行っていくこととしている。

(高橋委員長)

各教官室の上席教官の幹事から補足をお願いしたい。

(松本幹事)

民事裁判について、先ほど染谷幹事から第70期の導入修習におけるカリキュラムの見直しの紹介があり、民事裁判、民事弁護では、民事第一審手続を解説するカリキュラムの中で、講義内容を争点整理手続に絞り込み、これに更に時間を割く、あるいは模擬争点整理の実演を行うという話があった。これは、導入修習時の司法修習生は争点整理に対する具体的なイメージがあまり持っていないことに配慮し、一審手続全体を平板にやるのではなく、メリハリをつけて争点整理の部分を重点的に扱ってきたが、第70期において

は更にそこに重点を置いて実施したということである。

そのほかにも、見直しとしては、「裁判官の役割・職務，裁判修習のガイダンス」という主に裁判実務修習のガイダンス的な内容を行っているカリキュラムについて、事実認定に関して若干議論の場を設け、実務修習に円滑に移行できるように配慮をすることも行った。

(坪井幹事)

民事弁護について、今の松本幹事の民事第一審手続の解説のカリキュラムの紹介とも関連するが、導入修習では、民事総合という民事裁判教官室とのコラボカリキュラムがある。これは、争点整理手続を司法修習生に実演してもらおうというカリキュラムであり、先ほど紹介のあった第一審手続の解説の中で争点整理を教官の方で実演してみせ、それを民事総合で司法修習生が自ら行う争点整理につなげていこうという変更である。

民事弁護の関係では、満足度の部分で一番評価が低い民弁講義2というカリキュラムがあった。これは、第70期の導入修習においては、DVDを視聴させた上で、弁護士の職責を念頭に置きながら実務修習にどういう形で取り組むべきかについて講義するというものであり、DVDの内容は、弁護士になって二、三年目の弁護士が今まで経験したことのない分野の事件に直面し、それをどのように解決していくかというものであった。内容的には面白いが、司法修習生にとって実務修習に向けて実際に役に立つのかどうかという点で問題があり、その辺りがこの評価に出ていると思っている。そこで、第71期の導入修習では、この民弁講義2の内容を大きく変え、弁護士倫理を取り上げる予定にしている。その理由は、これまで各単位会の弁護士のお話等を伺うと、やはり導入修習で弁護士倫理を取り上げるべきではないかという意見が結構多いこともあり、導入修習でその基礎を教えていこうというところである。

(細田幹事)

刑事裁判について、自学自修あるいは知識不足についてのアンケートに関し、資料68の図表1-1-3(69期との比較(2))の刑事実体法の部分を御覧いただくと、青い部分は知識不足を感じ自学自修に取り組んだ割合、赤い部分は、知識不足を感じたけれども導入修習中には自学自修に取り組まなかった割合である。第69期は、第68期に比べてもかなり青と赤の部分を合わせた数値が低くなったため、対策に取り組み、第70期では事前課題の中に実体法の基礎知識がしっかりないといけないような課題を入れ込んだ。それが第70期の数値が多少上がった理由ではないかと感じている。その他の科目でもいろいろ御努力されているだろうと思われ、第70期全体で、第69期に比べると自学自修の必要性を感じた割合が増えてきているところである。

ただ、それでも、幹事会では、実体法、訴訟法についてこれだけ自分の知識に問題がないと考えている司法修習生がいるのは驚きであるという法科大学院からいらっしゃっている幹事の意見も聞かれたところであるので、これについては引き続き取り組んでいきたいと思っている。近頃開催された指担協においても、導入修習と実務修習、司法研修所と実務庁会が連携して、この点に取り組んでいくべきであるという意見も聞かれたところである。

(飯島幹事)

検察独自のカリキュラムに関して、資料68の図表2-2-3の中央付近にある検察導入講義、捜査演習、検察即日起案講評等が主要なカリキュラムであり、民事裁判や民事弁護では多少のカリキュラムの変更があるとの御説明があったが、検察教官室では第68期から第69期、第69期から第70期で、カリキュラムの大幅な見直しということはしておらず、従前の考えに従い、更により質を高めるということで対応してきている。数字的に、第69期、第70期とも若干青の部分が増えるなどしているがそれほど大きくは変わらず、基本的に評価してもらっているということで受け止めており、更

にそれぞれの内容の充実に努めていきたいと考えている。

(関幹事)

刑弁教官室は、自学自修をする時間がない、余りにも忙しくて消化不良であるという声が聞かれたため、導入修習のプログラムを軽量化、効率化して、できるだけ消化してもらおうという考えで改善に取り組んだ。

先ほどの資料68の自学自修に取り組まなかった理由という新しいアンケート項目であるが、ここでも取り組まなかった理由として時間的な余裕がなかったという答えが多いことは少し前から認識しており、刑弁においては、一つは、同じ事件を複数のカリキュラムで使用することに取り組み、刑弁のカリキュラムが導入修習で大きく8つくらいに分けられるが、そのうち5つのカリキュラムにおいて同じ事件を時系列に取り上げるという方式を導入した。例えば、ある事件の当番弁護士で最初に出動する、そのときの被疑者の模擬接見をまず一つ目のカリキュラムで行い、次のカリキュラムで、その事件が勾留請求に至ったということで、弁護人として被疑者が勾留されないように作成する意見書の項目を検討する。三つ目は、その件が起訴され、公判前整理手続に付されたときの弁護活動を検討し、四つ目は、その件が起訴後の公判に至ったときに、被告人質問と証人尋問の反対尋問を演習で行う。このように一つの事件をずっと追いながら取り組むことによって、事件を理解する時間が省略できるということがあり、このような方式を第69期から取り入れたところ、概ね好評だったので、第70期でも行い、今後12月から始まる第71期も同じ方向で行いたいと思っているところである。

(高橋委員長)

この点についても幹事会で議論をしたということなので、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

幹事会では、第69期導入修習の評価、第70期導入修習のアンケートに

ついて、先ほどと同様の御説明をし、かつ、刑事裁判、刑事弁護の各上席教官の幹事から補足的に御説明をした。この点に関し、幹事の方々からは、自分の知識・能力の不足を感じていない司法修習生の割合が、第69期よりは減っているものなお高いのではないかといった指摘がされた。それに関連し、アンケート等で、自学自修をしなかった司法修習生がなぜ自学自修に取り組まなかったかの理由や、逆に、自学自修をした司法修習生がどういった工夫をして取り組んだのかの実情を把握して対策を検討すべきではないかといった意見をいただいた。

そして、幹事会の議論としては、導入修習について、目的に照らして一定の成果はあがっていると評価でき、期間も現状程度が相当であるということであるが、司法修習生に、自分に不足する点についての気づきを促し、それをいかに自学自修に結びつけていくかというところが重要であり、導入修習が更に充実した内容になるように引き続き改善に努める必要があるということと、ここで意見が一致したところである。

(木村委員)

資料68の図表1-1-3の刑事実体法の知識というところで、第69期から第70期にかけて不足を自覚する割合がかなり増えたという紹介、また、細田幹事から、事前課題で刑事実体法の知識を聞くような内容を出したので自覚する司法修習生が増えたのではないかという紹介があったが、これは、第69期と第70期と比べた場合に、自己の知識、能力の不足を自覚する割合が増えたのか、司法修習生の実力が本当に落ちていて、本当にできない司法修習生が増えたのかということについて、教官の立場から見て何か印象、見方が変わったというようなことがもしあれば教えていただきたい。

(細田幹事)

教官の場合、司法修習生は、導入修習当初の段階から始まって、最後は二回試験に合格するレベルまで成長した姿を見て、また次の期の導入修習が始

まって最初のレベルから始めるというようなことをやっているの、期と期を同時に正確に比べる術がなく、今の木村委員の御質問にはなかなか実感として答えることができないところである。大きく実力が落ちたという感じはしないが、クラスによっては、今年の司法修習生は手応えがあるとか、手応えがないとか、教官によっても差異はあるとも思われ、何か絶対的な尺度で測ればよいがそれもなかなか難しいところである。そういう意味では、教官一人一人が自学自修の必要性を司法修習生に認識させることも重要である。導入修習の目的は、分野別実務修習へ円滑に移行を図るという目的と、自学自修の必要性に気付かせるという二つの目的があるが、前半の円滑な移行というところはかなりの評価を得られている部分があったが、自学自修の方が、数値的にももう一つというところである。各教官とも自覚して、自学自修の必要性を司法修習生に感じさせるような内容の授業をしているので、その効果が出ているとも感じる場所である。

(高橋委員長)

自学自修に取り組まなかった理由を今年から調査していただいているところ、自学自修のやり方が分からなかったという回答がある程度あり、あるいは自学自修に適した教材がなかったという回答もあるが、こうした回答が存在することが少し気になる場所である。司法研修所や、法科大学院の立場から見ていかがか。

(酒巻委員)

やり方が分からない者の割合が多いのは、やはり当事者等の視点等とか、法曹三者の視点等とか、単に書物やテキストを読んではできない、しかもまだこれは導入の段階であり、項目の性質上こういう結果が出ているのではないかと思われる。

(松本幹事)

今御指摘いただいたように、やはり当事者等の視点等、法曹三者の視点等、

あるいは口頭文章表現能力の項目については、やり方が分からないというのはある意味理解できるところである。他方で、資料68の図表1-3-2の、例えば当事者の視点等を見ていただくと、不足を感じた者を母数として、「補うことができた」の割合はかなり高くなっている。これは、導入修習の民事総合1、2で模擬争点整理的なことを体験するなどして、当事者の視点等を学んだという実感があるということであろうから、まさに御指摘のとおりだと思われる。

#### エ 実務修習に関する検討状況について

(高橋委員長)

本年2月の司法修習委員会で御了承いただいたように、幹事会ワーキンググループに代わって司法修習の充実のための法曹三者連絡会を設置し、実務修習の実情を把握し、その充実のための具体的方策について検討していただいているところである。同連絡会はこれまで2回開催されたと承知している。同連絡会の議事事項は多数にわたるため、まず染谷幹事から項目ごとに御説明いただき、それを踏まえ、最後にまた御議論をお願いしたい。

(染谷幹事)

それでは、私から、実務修習結果簿の集計結果、それから弁護実務修習における弁護教官室と各単位会の修習指導担当者との連携の点、更に選択型実務修習の点について、順次、連絡会での議論、検討状況を御紹介する。

まず、実務修習結果簿の集計結果について、これまでも、実務修習の実情を把握するため、司法修習生が記載した結果簿の内容の集計を行ってきたところ、第70期の司法修習生についても、第1クール分につき同様の集計を行ったため、その内容を簡単に御紹介する。

まず、民事裁判修習について、起案の総数が分野別実務修習のガイドラインで明記された4件を下回る者はごくわずかにとどまった。同様に、事実認定の起案もガイドラインで明示している2件以上を達成した者が95.8パ

一セントと非常に高い割合になった。法廷傍聴について、司法修習生が記載した件数のピークは16件であり、第69期と同様の分布であった。昨年の指担協では、記録を事前によく検討して、期日、手続を傍聴し、その上で裁判官と実質的な議論をすることを前提とした傍聴の件数としては1クールで10件から20件程度が相当ではないかという意見が多数出たところ、この範囲に入っている司法修習生は全体の7割程度となった。保全、執行、破産事件の修習については第69期と同様の傾向であった。

続いて、刑事裁判修習について、起案の総数がガイドラインで明記されている4件以上を満した者は99パーセント以上、うち事実認定2件以上を満した者も98.7パーセントということで、ほぼ全員がガイドラインの基準を達成した。手続傍聴については、15件がピークで第69期と同様の傾向にあるといえ、昨年度の指担協で、民事裁判と同様、裁判官と実質的な議論をすることを前提とした傍聴の件数はどのくらいが相当かという議論をしたところ、10件から20件程度という意見が多数であり、この範囲に入ってくる司法修習生は71パーセントであった。令状と模擬裁判については、第69期に引き続き、第70期でも全ての司法修習生が経験する機会を得たという結果であった。

検察修習については、捜査実務修習は、身柄事件、在宅事件ともに経験した割合が88.1パーセントとなり、第69期の87.3パーセントとほぼ同様の水準であった。また、ガイドライン上、身柄事件、在宅事件を合わせて少なくとも3件を経験するとされているところ、99パーセントとほぼ全ての司法修習生がガイドラインの基準を達成した。他方、身柄事件を経験できなかったという司法修習生は、11.9パーセントであった。公判実務修習は、ガイドライン上少なくとも1件の具体的な事件について行わせることとなっており、この基準については全員が達成しており、公判実務修習を経験した件数も平均3.9件と、第69期の3.4件から増加した。公判実務

修習において起案を経験できなかったという割合は4.1パーセントにとどまり、第69期の8.8パーセントから半減した。

最後に、弁護修習について、まず民事弁護の関係では、法律相談については平均8.1件、分布は4件がピークであり、第69期は平均7.4件、ピークは3件であったので、それぞれ約1件分増加した。当事者との打合せも平均4.7件ということで、第69期の平均3件から増加した。調停・訴訟に関する起案も平均6.2件で、第69期の平均5.1件から増加した。弁論等の傍聴は平均6.3件と、第69期の平均3.9件から大幅に増加した。これらについては、全体的に数値としては増加傾向、改善傾向があるといえる。

一方、尋問事項書等の起案は平均件数で1件、経験できなかった者が41パーセント、尋問の傍聴も平均件数で0.8件、経験できなかった者が43パーセントということで、ここは69期と同様の傾向であった。保全・執行事件の経験については、経験割合が第69期より増加して、65.5%となった。

刑事弁護の関係は、ガイドライン上少なくとも1件の刑事弁護を経験することとなっており、これについては全ての司法修習生が経験した。ガイドライン上は、可能であれば被疑者、被告人双方1件以上となっているが、いずれかしか経験できなかった者が19.2パーセントとなった。第70期では、被疑者段階の起案も含めて、刑事弁護関係の起案をする機会が全くなかった司法修習生が38.1パーセントと、第69期の31パーセントから多少増加しているという結果になった。

以上のような結果簿の分析を踏まえ、司法修習の充実のための法曹三者連絡会では、おおむねガイドラインに沿った修習が引き続き浸透しているが、数値目標は前提としつつ、より質の高い修習を目指すべきではないかといった観点から議論が行われ、指担協で各庁の実情を聴取して、工夫例等を様々

な庁で共有するといった工夫をして、質の向上に向けた取組を行っていくべきであるということが確認をされたところである。

引き続き、実務修習に関する検討状況について御報告する。

弁護教官室と各单位会の修習指導担当者の連携について、前回の委員会でも司法研修所と配属庁会が連携を取って課題の克服に努めるべきであるという御意見をいただいたところ、弁護修習に関しては、導入修習が始まり、ガイドラインが策定され、更に裁判員裁判が始まったということで、弁護教官室の指導方針、指導内容、そして教官室が各单位会に求める指導内容も変わってきているところである。こういった中で、あるべき指導内容について教官室と各单位会の指導担当者が連携を深める必要性が更に増しているといえることから、弁護教官と各地の指導担当者との間の意見交換を実施することになった。具体的には、民事弁護、刑事弁護の教官が1名ずつでペアになり担当の修習地を回るというもので、全国51か所の修習地を2年かけて回る計画で、今年の3月から順次意見交換会を始めていただいております、昨年発出した「弁護実務修習に対して望むこと」や、導入修習、集合修習のカリキュラムの内容、それから実務修習の実情等について意見交換、情報提供を行っていただいているところである。具体的な内容については、各弁護教官室から補足的に御説明をお願いしたい。

(坪井幹事)

本年に入ってから、各地の各单位会の司法修習委員会、あるいは個別指導担当弁護士との意見交換会を順次開催してきた。全国的に行うのは今回が初めての試みであるが、それぞれの各单位会の指導担当者が、司法研修所の導入修習と実務修習との間の連携をどのように組み立てていくかということに関して非常に熱心に取り組んでいただいた。各单位会に応じて実情が違うところもあり、どういう形の取組が連携を深める上で効果的かという部分で意見をいただいた。

現状は、ガイドラインの補足的な位置付けとして、「弁護実務修習に対して望むこと」という書面を発出したが、昨年発出したばかりであり、まだ個別指導担当の弁護士に十分に浸透しているというところまではいっておらず、「望むこと」の趣旨等を踏まえ、具体的な形で実務修習のあり方ということについて意見交換をさせていただいたところである。

また、意見交換会の時期的な問題で、今年3月までに開催できた単位会というのは比較的少数で、4月以降、6月までに集中していたところ、現地の指導担当者からは、導入修習と実務修習の連携ということ考えた場合に、実務修習が始まってなるべく早い段階で意見交換をした方が実効性があるのではないかと御意見をいただいた。こうした御意見もいただいたので、次年度以降、どういう形で意見交換会を開催していくか、更にその連携を深めるという観点から検討していきたいと考えている。

(関幹事)

1点補足をすると、民刑両弁護教官室としては、やはり今年行く修習地と行かない修習地が半々というのはどうも具合が悪いということで、自主的な取組として全修習地を毎年訪問するということを当面の予定としている。今年5か所の訪問は未定であるが、残る46か所は訪問が終了しているという状況である。

先ほど紹介のあった実務修習結果簿の関係では、一つは、刑事弁護の事件を、被疑者弁護と被告人弁護の両方とも経験していないという司法修習生はさすがにゼロになったが、いずれかしか経験していないという司法修習生がまだある程度残っており、今回、各地を訪問している過程で現地の実情を少し聞き取っている。ただ、これはやはり現地としては、他の弁護士のところに里子に出すなど、いろいろ手を尽くした結果、現状でとどまっているということで、なかなか完全に両方1件ずつを達成するのは簡単ではないと思っている。ただ、特筆すべきような取組方法をしている地域もあることが分かつ

たので、それを他の地域に紹介するという事を通じて、少しでも実績をあげていきたいと考えている。

もう一つは、刑弁起案の経験を全く経験していない司法修習生が38パーセントと少し問題のある数字になっているが、これは起案の定義が少し狭く考えられすぎていることの影響があり、刑弁教官室が考えている起案は弁護方針のメモや、次の接見に向けての計画メモなども含めた広い意味合いであることも改めて各地に伝達したところである。

(染谷幹事)

最後に、選択型実務修習の関係を御報告する。今年3月の司法修習の充実のための法曹三者連絡会で、第69期の選択型実務修習の実情について意見交換を行った。そして、その際、各配属庁会で行っている個別修習プログラムについて、それぞれ提供するプログラムを拡充する、司法修習生が応募できる機会を増やしていくという取組が行われていることが確認されたところである。

次に、全国の司法修習生に参加の機会を与えている全国プログラムについては、第70期と第69期を比べると、プログラムの提供先に若干異同はあるが、プログラムの提供数は概ね同様で、募集人数に関しては411人から427人に多少増えたところである。他方、応募人数については1003人から820人と大きく減ったが、これは司法修習生の数自体が第69期の1762人から第70期の1533人に大幅に減ったことが影響しているものと思われる。応募の内訳としては、第69期と同様、民間企業の人気が高く、他方、既存プログラムのうち、東京地裁、大阪地裁の知的財産の関係、それから弁護士会の方でも提供していただいている知財関係のプログラムが人気としてはやや振るわなかった状況である。

司法修習の充実のための法曹三者連絡会では、引き続き各個別修習プログラムにおける募集上の工夫や、全国プログラムの取組について、選択型実務

修習の質を充実させるという観点から議論を行い、今回の指担協でも議論しているため、その結果について次回の委員会で御説明したいと思っている。

(高橋委員長)

引き続き、幹事会の議論の報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

幹事会でも、実務修習の関係について、ただ今と同様の内容を御報告し、刑事裁判、刑事弁護の上席教官の幹事から、実務修習結果簿の集計結果が正しく実態を反映しているのかという点や、修習の目的に沿った傍聴というのができるかというところを再度確認する必要があるという補足説明がされた。また、弁護修習において、保全・執行あるいは尋問に関する修習機会が少ないという点について、尋問等の機会が少ない、あるいは保全・執行の関係では、他の弁護士に協力を依頼しようとしても小規模会では利益相反のような問題が出てきてしまうといった隘路があることが紹介された。幹事会では、こういった意見交換を踏まえ、概ね実務修習についてガイドラインに沿った修習が浸透しつつあるところ、数値目標は前提としつつも更に質の高い修習を目指すために、指担協で実情を把握し、工夫例を共有するといった、質の向上に向けた取組を今後も行っていくべきであるというところで意見が一致したところである。

弁護教官室と各地の修習担当者との連携についても同様の御説明をし、補足説明をいただいた。幹事からは、弁護教官と各単位会との意見交換を制度化したというのは非常に有意義であるという御意見をいただいた。最後の選択型実務修習についても、先ほどと同様の御報告をしたところである。

(高橋委員長)

弁護教官室と各地の単位会の方々との連携というのは新しい試みで、スタートは上々であったとお聞きしたので、是非これからも継続し、認識の共有を図っていただき、その結果を御報告いただきたい。選択プログラムで民間

企業の人気が増えたのはそれなりに分かるが、知財の人気がなくなったのは、時代によって多少波があるにしても、意外といえれば意外である。これも今の司法修習生の関心がそういうところに向いているということか。

それでは、最後に、司法修習生指導担当者協議会、いわゆる指担協について、染谷幹事から説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

本年度の指担協は、7月7日と10日に実施された。例年どおり、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の分科会に分けて協議を行ったところである。本年度の協議事項は、昨年度の指担協や、その後の法曹三者連絡会あるいは司法修習委員会、幹事会での議論を踏まえ、(1)導入修習の分野別事務修習への効果や影響等について、(2)分野別実務修習の実情及び充実方策について、(3)選択型実務修習の実情及び充実方策についてとした。

1つ目の導入修習については、本日の議論でも出たように、一定の効果、成果はあがっていると思われるものの、自分の知識等の不足に気付きながらも、その後、自学自修に結びつけることができている、又は不足自体に気付いていないという司法修習生がなおいるという問題意識から、自らの知識の不足を自学自修に結びつけるという点について実務修習の指導担当者の意見をお聞きしたいということで協議が行われた。

2つ目の分野別実務修習も、本日御紹介し御議論いただいたところであるが、ガイドラインに沿った実務修習は浸透しつつあるが、より質の高い修習を目指すという点で、指導上の工夫について協議いただいたところである。

3つ目の選択型実務修習については、これも各庁会でそれぞれ内容や、実施日程を三者間で調整するといった工夫をしていただいているところであるが、プログラムによっては応募者数が少ないといったような状況も見られる。このような点から、選択型実務修習の実情を各庁から伺い、問題点があれば、解決するための工夫、アイデアというところについて協議をお願いしたとこ

ろである。

指担協の協議内容については、取りまとめた上で、次回の委員会、幹事会で報告することにしたい。

(高瀬委員)

御報告いただいた点に関し、そもそも知識の不足に気付いていない司法修習生がいることが非常に気になる。導入修習に関するアンケート集計で、先ほども、司法修習生の質が落ちたからこういうデータが出たのかという質問もあったが、元々、導入修習を始める際、法科大学院の補足のようなことをやるのではないという前提があったことを考えると、不足を感じなかった割合が3分の1以下でないといけないのではないか。すなわち、自分がそんなに分かってないということ、法科大学院までで教育を受けたが、知らないこと、あるいは新たに発展的なものを導入修習で教育を受けるということが前提であれば、第69期に対して第70期は理想的な形に一段と近づいているように見える。

司法修習生の質がどうかはよく分からないので、やはり、この変化は、カリキュラム自体がそういう本来の目的に一步一步進んできて、かなり到達目標に近づいてきたということを表していて、そのことを大事にしてやっていくのがよいのではないかと思う。その一方で、もちろん、不足を感じたが、いろいろ勉強できてよく理解できたという司法修習生が増えるのが次のステップだと思う。今回の一連のデータは良い方向に向かっているので、そういう意味では、知識の不足に気付いていない司法修習生は減るはずだと思う。

アンケートの聞き方が非常に答えやすい項目になっているので、本当に司法修習生がそういう判断で答えているかどうかは分からないが、この一連の数字を見せていただいた限りでは、そう解釈をしたところである。

(高橋委員長)

それでは、委員長として、本日の司法修習委員会の意見を以下のようにま

とめさせていただきたい。

修習給付金制度等に関する規則案については、委員会で議論した結果、現時点での規則案のとおり制定ないし改正することが相当である。

導入修習については、その目的に照らして一定の成果をあげているものと評価されるところ、実務修習とのバランスから見て、現状の期間は相当であるが、引き続き修習の更なる質の充実に向けて、カリキュラム内容の見直しや、導入修習をいかに司法修習生による自学自修に結びつけるかなど、今後の課題として挙げられている点に取り組んでいただきたい。

実務修習については、ガイドラインに沿った指導の実現が順次進んでいるところであるが、更なる質の充実に向けて指導上の工夫を図るなど、現在の課題に対する取組を継続することを期待したい。

(各委員・幹事)

(異議なく了承)

(4) 今後の予定について

(高橋委員長)

次回の委員会の具体的な日程については後日調整をさせていただきたい。

それでは以上をもって、第33回司法修習委員会を終了する。

以 上